布哇へ社員特派

移民拒絶事件の眞相視察の爲め今回我時事新報社は社員西師意氏を軍艦浪速に便乘せしめて布哇國に特派したり談判の模樣は勿論、同國の事情は最も迅速なる方法を以て報道す可し

社説

臺灣の難治

日本が外國の土地を領したるは臺灣が則ち初めにして之を御するに如何なる筆法を以てす可きか全く無經驗なれば其方針も定まらず時として壓に傾き又時としては寛に流るゝも餘儀なき次第なる可し住民は頑强にして往々反亂を企つるのみか盜賊の類所在に出沒して甚だ物騒なれども警官は概ね言語通ぜず耳も口も其用を爲さずして事前に之を豫防するの能はず不十分なる通譯共の注進に依て徒に東奔西走するのみ内地より渡航する商人の輩は資本豐なる順良の人に非ずして多くは一時の奇利を求むる壯士流の徒なり其商賣は僅に居留の内地人を目的とするものにして政權の外一切の權力は支那人の掌中に在るのみとなれば内地人は恰も客人の如し施政上にも自から不如意なきを得ず内地より赴任する官吏輩も瘴癘の地として渡航するに非ず眞に創業の地なれば何か面白き事もあらんとて一時腰掛の積りにて行く者のみなれば其職務に勉强して治績を擧げんとの熱心も自から薄からざるを得ず特に内地に於ては公衆の監督も嚴重にして一擧一動批評を免れず官吏も隨て愼むみとなれども臺灣は遠く離れし別天地にして社會の制裁も薄弱なると共に誘惑も少なからず腐敗し易きは自然の數なり現に此程も土地買入に付き總督府の官吏中に不正の嫌疑を以て捕縛せられしもの數名ありしと云ふ又守備兵の如きは其苦勞尋常一樣に非ず瘴癘所に出沒する賊徒征討の爲めに奔命に疲るゝのみならず炎熱を犯し病氣と戰はざるを得ずして斃るゝものも少なからざれども内地の人々は殆んど知らざるが如くにして犬死の觀なきに非ざれば士氣も自から沈衰を免れずと云ふ臺灣の事情は凡そ右の如くにして統御の任に當る者は非凡の才に非ざれば治績を擧ぐるみと難きを知る可し現任總督は一種の人物にして又臺灣に熱心なり其一時の腰掛として赴任せしに非ざるは古稀の北堂までも伴ひし一事に徴しても明なり何人も永く踏み留まらんとするの考なきに獨り總督の此決心は世人の感服する所なれども本來を尋れば純然たる武人にして[illegible]中の[illegible]より高しと[illegible]も行政官として[illegible]せしは[illegible]の一段に至りては人々の見る所にて多少の[illegible]を待ず[illegible]任の[illegible]が[illegible]の事を[illegible]らんとせし[illegible]臺灣の物情未だ治まらず我れ獨り[illegible]に臨むを得ずして之を拒絶し又その任地に着したるとも官舍の立派なるを見て我れ獨り斯る高壯の家に起居するに忍びずとて容易に入らず總督府に出勤するにも[illegible]を噛み水を飲みて得々たり其商人輩に接する筆法[illegible]より不正不義の徒として容易に近づくを容[illegible]て其職[illegible]するに足る可し果して[illegible]の[illegible]に百[illegible]の[illegible][illegible]して[illegible]て[illegible]可しと[illegible][illegible]は前にも[illegible]する[illegible]すれば反抗せんとする[illegible]頑强の民を新政法の内に收めて其所を得せしむると共に他の一方に於ては腐敗し易き大小の官吏を手足の如く使役して勤直ならしめざる可らず卒直一偏以て此難局に處するに足らず奇矯の言行以て治績を擧ぐるを得ず況んや臺灣は年來外國との關係淺からずして外人は新主人たる日本人の腕前如何とて注目を怠らざるみとなれば其施設は恰も晴れの場所に於て藝を演ずるに異ならず萬一失策あれば帝國の面目に關するみと大なり然るに公衆は殆んど之を度外に置き政治家も亦内に汲々として外を視るみと切ならざるが如し我輩の遺憾とする所なり左れば今後若し總督に更迭の沙汰もあらんには何は扨置き第一流の政治家を擧て之に任ぜんみと我輩の切に望む所なり

○佛國の蠶業奬勵法案

佛國の蠶業問題に付ては前號にも記載せしが尚は此程其筋へ達したる報告の要領を記さんに彼の千八百九十二年に發布せる蠶業奬勵法の存廢は目下同國蠶業者に喧しき問題にして南方の蠶業者は先づ其地方に會議を開き進んで巴里に絹業者一般の大會議を開き以て該奬勵法滿期善後の策を講ぜん爲め絹業各團體に向て委員の派出を求め終に本年二月中衆議院内に委員會議を開くに至れり同會に參同せしは里昂市純絹布製造家、佛國機業家、撚絲家及び養蠶家を代表する委員幷に養蠶地方選出の兩院議員にして元老院議員ブーヴイロル氏之が委員長たり今各委員請求の要旨を類別すれば概ね左の五項に示すが如し

一 養蠶家の利益を代表する委員は蠶繭及び蠶絲に關税を課するか又は蠶繭及び蠶絲に少許の關税を課し以て蠶業奬勵金を得んみとを主張せり

一 里昂市純絹布製造家の利益を代表する委員は從來の如く養蠶及び製絲に奬勵金を下附せんみとを主張し蠶絲に輸入税を課するに反對せり

一 製絲家の代表者は現行法律の繼續を主張せり

一 製絲家の代表者は蠶絲に輸入税を課するみとに一切反對せり

一 機業家を代表する委員は外國絹布に輸入税を課するみと及び内國蠶業奬勵金を成るべく增加せんみとを請求せり

前記五派の論者中第一即ち關税說主張派より其選出議員の紹介に依り現内閣議長兼農務卿メリン氏に大要左の如く建議案を提出せり

蠶業奬勵法は本年十二月三十一日を以て終了すべきに付き

第一 最近六ケ年間に於ける絲の下落及び日清兩國に於ける歐式製絲工場の發達は佛國に對する東洋蠶絲の競爭力を强め大に佛國養蠶家及び製絲家に危險を加ふる事

第二 依て我國家的二大事業の繁榮を保護する爲め國庫の負擔を增すみとなくして效果を奏すべき方法を講ずるの必要ある事

第三 蠶業奬勵法滿期後製絲家に對する保護の方針を來る六月一日迄に確定する[illegible]非ざれば本年收繭の[illegible]を待るに困難なる事

以上の理由に依り左の法案を利害を共にする各選出代議員に提出し且つ曰く該案は農工業者及び絹業に備役せらるゝ工人の希望に滿足を與ふべき方法なりと信ずと即ち左の如し

第一條 千八百九十八年一月一日より蠶繭、生絲、撚絲、絹布の輸入に對し其産地と仕出地の何たるを問はず左記の關税を賦課すべし

生繭	毎基	一法	生絲	毎基	十二法
乾繭	毎基	三法	撚絲	毎基	十五法
絹布	(未定)	七法			

第二條 絹布製造賠償金を輸出絹布に對し下附すべし此賠償金は其輸出絹布に含有する絹量に應ずべきものにして同一の重量に對する生絲の輸入税額を超過せざる金高たるべきものとす

第三條 千八百九十二年發布の蠶業奬勵法は千八百九十七年十二月卅一日限り廢止せらるべきものとす

而して右の建議案にして議場を通過する能はざる場合には更に第二の建議案を維持せられんみとを希望せり其案は左の如し

第一條 千八百九十八年一月一日より製絲所原料用蠶繭、生絲、撚絲及び絹布の出入に對し左の關税を課すべきものとす

屑絲	毎基	零法廿仙	生繭	毎基	零法卅仙
乾繭・	毎基	一法	生絲	毎基	三法
撚絲	毎基	六法	絹布	毎基	七法

第二條 千八百九十二年發布法律の條款は千八百九十八年一月一日より千九百七年十二月三十一日に至る十箇年間存續すべきものとす

○根岸大競馬初日

例に依て横濱在根岸の馬場に於て擧行せられたる大日本競馬會社の春季競馬初日(一昨日)の概況と勝馬とは前號に記せしが今更らに其模樣を記せば當日は天氣も申分なく春暄亦體に適し初日の割合には人出多く外國人は紳士淑女何れも盛裝を凝して來會し馬小屋の修飾小屋内に設置する立食の饗應及び一票五圓のパリマタにて勝敗を賭する等總て例年と異ならず

●第一競馬● 萬歳景物銀百五十弗、二番勝馬は銀五十弗を受く、明治三十年春季鬮引本邦産牝馬の爲めに設く、重量百三十斤、距離二分の一哩、入場料銀十弗其勝負は左の如し

順番	馬主	毛色	馬名	騎手	騎手服色
一	デユウランド	赤	ヘルマイン	小林	白青赤
二	同	赤	アイダ	佐藤	同
三	立田	灰	千代田	りキ	黄青帯

●第二競馬● 新客賞典銀百五十弗、第二勝馬は銀五十弗を受く、明治二十九年秋季鬮引支那馬にして入場の日迄に日本に於て二回勝利を得たるみとなきもの及び明治三十年春季鬮引支那馬の爲に設く重量定度の通、距離四分の三哩、入場料銀十弗

一	フイールド	灰	トーピドー	ヨフフー	深紅黒帽
二	西村	栗	モリサン	服部	深紅黄
三	ナツペカノー	鹿	リエンヨ	宮川	橙黒藍帽

●第三競馬● 日本馬景物銀百五十弗、本邦産馬にして入場の當日に於て未勝馬なるもの及び明治二十九年秋季鬮引本邦馬の爲に設く重量定度の通り距離四分の三哩、入場料銀十弗

一	チモー	灰	サンヤ	大野	櫻黒
二	フオーア イン ハンド	赤花	サギ	勝	緑金
三	デユウランド	栗	[illegible]	小林	白青赤

●第四競馬● トライヤル賞典銀二百弗、各支那馬の爲に設く重量定度の通、距離四分の三哩入場料銀十弗

一	ウオルレントン	赤灰	キンイー	[illegible]	[illegible]
二	フオーア イン ハンド	赤	フリフヤ	ニコルソン	白青袖帽
三	フイールド	灰	ブルブー	[illegible]	[illegible]

●第五競馬● 根岸景物銀百五十弗、明治二十九年秋季及び明治三十年春季鬮[illegible]

年秋季馬は百三十[illegible]

日迄に勝利を得たる[illegible]

離五ファーロング[illegible]

一 チユウランド[illegible]

二 ニユース

三 チューランド

●第六競馬● 南京景物[illegible]

を受く、明治二十[illegible]

迄に日本に於て二回[illegible]

治三十年春季鬮引[illegible]

離一哩半、入場料銀[illegible]

一 トリフ[illegible]

二 フオーア イン ハン[illegible]

三 ステーツ

●第七競馬● 各船景物[illegible]

重量定度の通、距離[illegible]

●第八競馬● 上海賞[illegible]

一 ウオルレントン

二 コレラ

三 立田

重量定度の通、距離[illegible]

●第九競馬● デビユー[illegible]

一 ウード

二 ステーツ

三 ウオルレンドン

銀五十弗を受く可[illegible]

めに設く重量百三[illegible]

加負せしむ距離四[illegible]

一 淀 フオーア イン ハン[illegible]

二 ステーツ

三 ステーフ

此勝負に出馬せし[illegible]

氏持馬ツテリーは[illegible]

を挫き到底役に立[illegible]

カムプレドン氏持[illegible]

○皇太后[illegible]

本紙の豫報せし如[illegible]

后宮職を廢止した[illegible]

○臺灣の[illegible]

臺灣の開港市場即[illegible]

南の各地に於ける[illegible]

たる旨去月二十一[illegible]

一 基隆雜居地區域[illegible]

點より山嶺に[illegible]

るみと約百米[illegible]

岸に向て蓋し[illegible]

區域とす

一 淡水雜居地區[illegible]

埔頭街の東端[illegible]

き外國人の墓地[illegible]

流に會し更に[illegible]

一 大稻埕雜居地區[illegible]

し城の北[illegible]

て六館街の傍[illegible]

る新道に出て[illegible]

に出て淡水川[illegible]

一 打狗雜居地區[illegible]

ンヘツド山嶺[illegible]

以西を區域と[illegible]

沿ひ東方[illegible]

一 安平雜居地區[illegible]

迄を區域とす

區畫線を延長[illegible]

一 臺南府雜居地區[illegible]

る地區及び大[illegible]

○臺灣何[illegible]

臺灣[illegible]